

職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「職員のこども家庭支援における不適切な行為」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局地域包括ケア推進部 障害者更生相談所主査（43歳）
事案の概要	当該職員は、緑子育て支援センターに在籍していた令和3年10月12日（火）、時間休暇を取得中に、上司から一人で訪問しないよう指示を受けていたこども家庭支援対象者の女性宅に一人で訪問し、女性の手や肩に不必要に触れるなどの不適切な行為を行ったもの。
処分の内容	停職3か月
処分年月日	令和4年7月13日

2 「職員の交通事故」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	市長公室 DX推進課主事（28歳）
事案の概要	当該職員は、令和3年12月23日（木）午後6時7分頃、緑区西橋本5丁目1番付近を公用車で走行中、信号機のない交差点において、左折レーンに停車していた自動車の右側のレーンを直進しようとしたところ、停車していた自動車の方向から横断歩道を横断中の歩行者と接触し、全治約5週間の怪我を負わせたもの。 このことにより、令和4年3月15日付けで60日間の運転免許停止処分、同月24日付けで罰金50万円の略式命令を受けた。
処分の内容	戒告
処分年月日	令和4年7月13日

3 「職員のハラスメント行為」に係る処分

項 目	内 容
処分を受けた職員	総務局主幹（54歳）
事 案 の 概 要	当該職員は、所属長等からの複数回に渡る指導にもかかわらず、令和4年1月頃から同年5月頃までの間、複数の部下職員に対して、長時間にわたる感情的な叱責を繰り返し、また、部外者の前で部下職員を叱責し、精神的苦痛を与えるなど、職場環境を著しく悪化させるパワーハラスメント行為を行ったもの。
処 分 の 内 容	減給3か月（給料月額の10分の1）
処 分 年 月 日	令和4年7月13日

問い合わせ 人事・給与課
電話 042-769-8213